

第七期品川区介護保険 事業計画のあらまし

(いきいき計画21)

【2018(平成30)年度～2020(平成32)年度】

—もくじ—

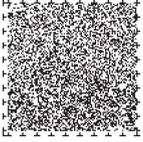
- ごあいさつ…………… 2
- Ⅰ. 計画の基本的な考え方…………… 2
- Ⅱ. 品川区の高齢者の状況…………… 4
- Ⅲ. 第七期に推進する7つのプロジェクト…………… 7
- Ⅳ. 主要な介護サービス供給量の見込みと保険料…………… 16



品川区

音声コードについて

この計画書の紙面には、音声コードを印刷しています。音声コードは、音声読み上げ用のコードです。このコードを専用装置で読み上げることにより、記録されている情報を音声に変換することができます。この装置を使用することで、視力の弱い高齢者や視覚障害者の方に対する情報提供が可能になります。



I. 計画の基本的な考え方

ごあいさつ

平成12年に介護保険制度が開始されてから、18年が経過し、平成30年4月から今後3年間の第七期事業計画期間に入りました。現在、品川区では、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が21%台で推移していますが、今後も高齢者の人口増加が進み、平成30年度中には75歳以上の人口が65歳から74歳までの人口を上回ると予測しています。これにともない、介護が必要となる高齢者や認知症高齢者の増加など、介護事業にかかるサービス量や費用の増加が見込まれています。

この第七期介護保険事業計画では、「地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進」を重点課題として、課題解決に向けた各推進プロジェクトをさまざまな関係機関等と連携を図りながら着実に展開していくとともに、適正な介護保険制度の運営に努めてまいります。



平成30年4月

品川区長 濱野 健

品川区基本構想と第七期品川区介護保険事業計画

品川区基本構想では、環境の変化と普遍の価値を踏まえて、将来のあるべき品川区を実現するために、3つの理念と5つの都市像を示しています。

福祉分野では、5つの都市像のうち「みんなで築く健康・福祉都市」を実現するため、「区民の健康づくりを推進する」「高齢者福祉の充実を図る」「障害者福祉の充実を図る」「地域福祉を推進する」という4つの基本方針の下、様々な施策に取り組んでいます。

第七期介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画を包含した計画として、品川区基本構想や長期基本計画、品川区地域福祉計画など関連する計画との整合性を図り、高齢者が安心して暮らせる福祉の充実を目指した具体的な計画として策定します。

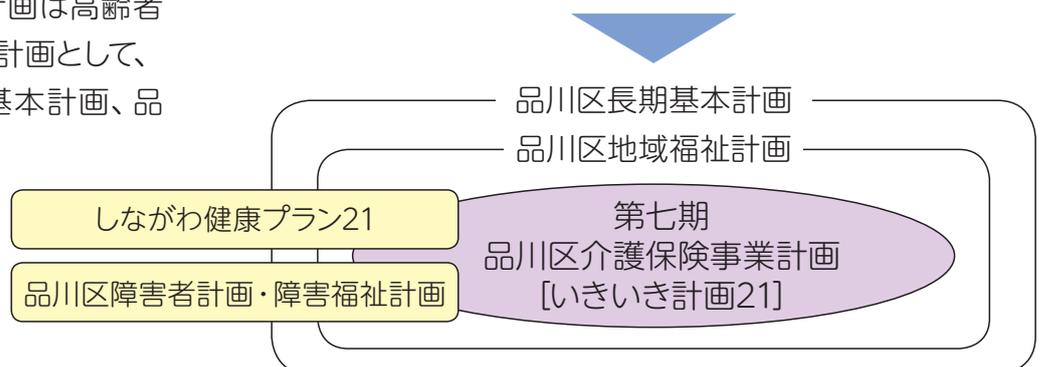
【将来像】
輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ

【3つの理念】

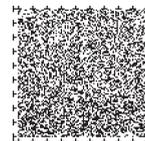
- ①暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
- ②伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
- ③区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

【5つの都市像】

- ①だれもが輝くにぎわい都市
- ②未来を創る子育て・教育都市
- ③**みんなで築く健康・福祉都市**
- ④次代につなぐ環境都市
- ⑤暮らしを守る安全・安心都市



(介護保険事業計画は老人福祉法に定める老人福祉計画を含む)



計画の理念と高齢者介護の目標

品川区では、高齢者と家族が介護保険サービス等の公的サービスと住民の互助活動、民間サービスを活用しながら、住み慣れた我が家・地域での生活が送れるようにするとともに、在宅生活の継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しが

立てられるようにしていきます。また、介護保険制度の保険者として、公平・公正な運営に努めるとともに、医療、介護、介護予防、住まい等の基盤整備と、区民・関係機関・区の協働や連携の強化による支え合いのしくみづくりを進めます。

〈基本理念〉

**安心して高齢期を送ることのできる
協働社会の創造**

〈基本原則〉

- 高齢者がともに社会を担う
- 高齢者と家族の気持ちと主体性の尊重
- 地域社会における信頼関係の確立

〈基本目標〉

- 高齢者が「いきいき元気」に過ごせる
- 高齢者を「ふれあい・助け合い」によって支える
- 高齢者が、心身が不自由になっても「安心」して暮らせる
- 区民・行政・サービス提供機関が協働し、それぞれの役割を果たす

品川区が目指す高齢者介護のあり方・目標 「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」

高齢者介護の7原則

- ①自立支援と家族への支援
- ②利用者本位
- ③予防の重視
- ④総合的効率的なサービスの提供
- ⑤在宅生活の重視
- ⑥制度の健全運営
- ⑦地域の支え合い
(コミュニティサポート)

保険者としての役割

- (1) 介護保険制度の健全な運営
 - ①介護保険事業計画の策定と推進
 - ②制度の運営
- (2) 介護サービスの提供体制と介護サービス基盤の整備
 - ①在宅介護支援システムの強化
 - ②多様なサービス提供者の確保と適切な管理指導
 - ③介護施設等の整備と地域の既存施設の活用
 - ④人材の育成
- (3) 品川区が目指す高齢者介護を実現するためのしくみづくり
 - ①安心して介護サービスを利用できるしくみ
 - ②コミュニティサポートと予防のためのしくみ
 - ③区民の理解を得て制度を円滑に運営するためのしくみ

第七期の計画期間と重点課題

(1) 計画期間

2018(平成30)年度から

2020(平成32)年度までの3年間

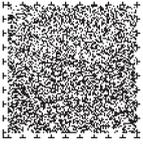
これまでの実績を踏まえ、今後3年間に取り組む課題とその解決に向けた施策や介護基盤整備の方針、さらに介護サービス事業量の見込みと第1号被保険者の保険料を定めます。また団塊世代が75歳以上の高齢者となる2025年度を見据えた推計も記載します。

(2) 重点課題

地域の支え合い体制の強化による

地域包括ケアの推進

区民や地域の多様な主体が「自分のこと」として当事者意識を持って参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って、ともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

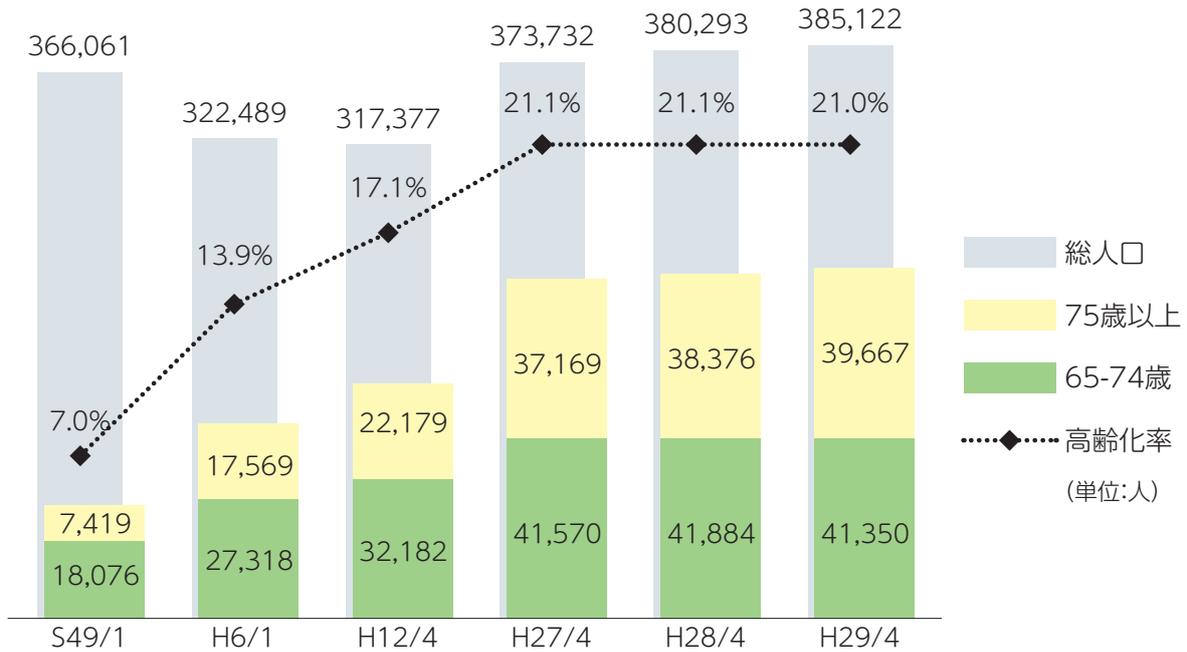


Ⅱ. 品川区の高齢者の状況

1. 品川区における高齢者の現状

品川区では総人口の増加率を上回るペースで高齢者人口が増えており、2012（平成24）年度に高齢化率は20%を超え、区民の5人に1人は65歳以上の高齢者となっています。今後もひとり暮らし高齢者

や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれ、さらに高齢者の中でも75歳以上の高齢者の比率が高くなるが見込まれています。

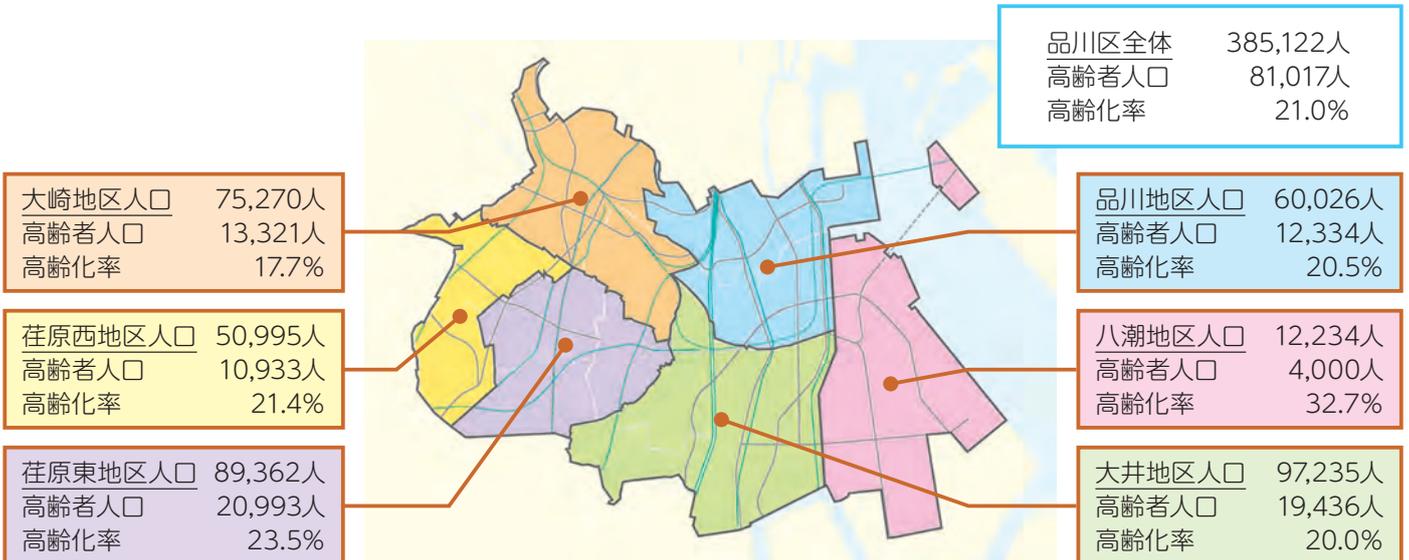


2. 地区別の高齢者人口と高齢化率

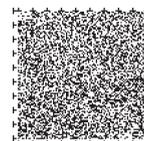
地区別の高齢化率は、品川、大井、荏原西の各地区では概ね平均となっていますが、荏原東地区はやや高め、八潮地区は大規模団地で入居者の多くが

高齢世代に入り、高齢化が急激に進んでいます。

他方、大崎地区では再開発等により若い世代が流入し、高齢化率は低下しています。



※2017(平成29)年4月1日現在



3. 高齢者を支える3つのしくみと課題

一口に高齢者といっても、60代から100歳超と年代の幅も広く、心身状況、世帯や生活の状況、価値観などは多様です。こうした状況を踏まえ、品川区では、高齢者の心身状況に応じて、概ね「元気高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定し、それぞれ「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」の3つの支援のしくみを構築しています。

高齢者の3つの類型に対応した相談・ケアマネジ

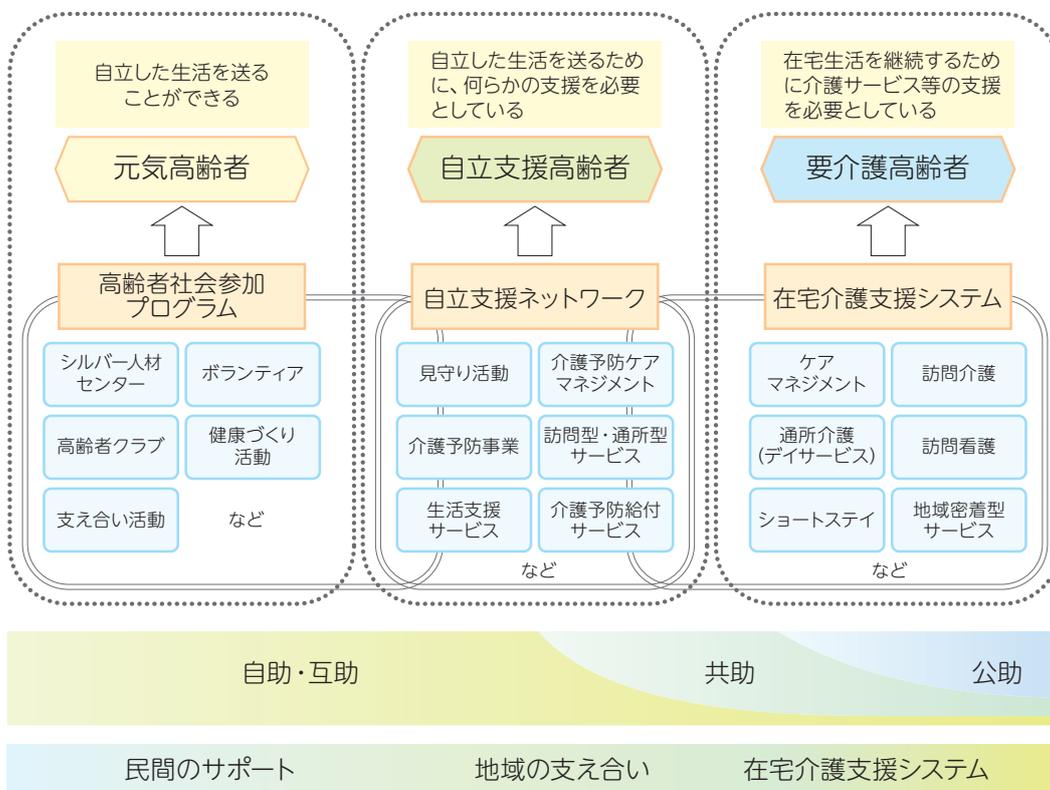
メント体制を整備して、個々の事例においては、ニーズに応じたきめ細かな支援やサービスの調整、提供を行っています。

支援やサービスには、自助、互助、共助、公助^(注)によるものがありますが、第七期においては、従来から推進してきた“地域の様々な相互支援活動”、区民・関係機関・区の協働や連携による“地域で支えるしくみづくり”をさらに発展させ、“地域包括ケアシステム”を確立していきます。

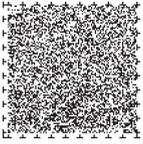
【高齢者を支える3つのしくみ】第1号被保険者数:82,206人 (2017(平成29)年10月1日)

元気高齢者 66,821人	事業対象者 833人 要支援者 4,962人 (在宅 4,466人) (施設 496人)	要介護1～5 10,026人 (在宅 5,365人) (施設 4,661人)
------------------	---	---

※要支援・要介護者数は第2号被保険者および転入者436人を含む



(注) 自助：自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入
 互助：住民組織の活動、ボランティア活動、生きがい就労
 共助：介護保険等の社会保険制度およびサービス
 公助：一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護、人権擁護・虐待防止



Ⅱ. 品川区の高齢者の状況

4. 課題解決に向けた体制の強化と7つの推進プロジェクト

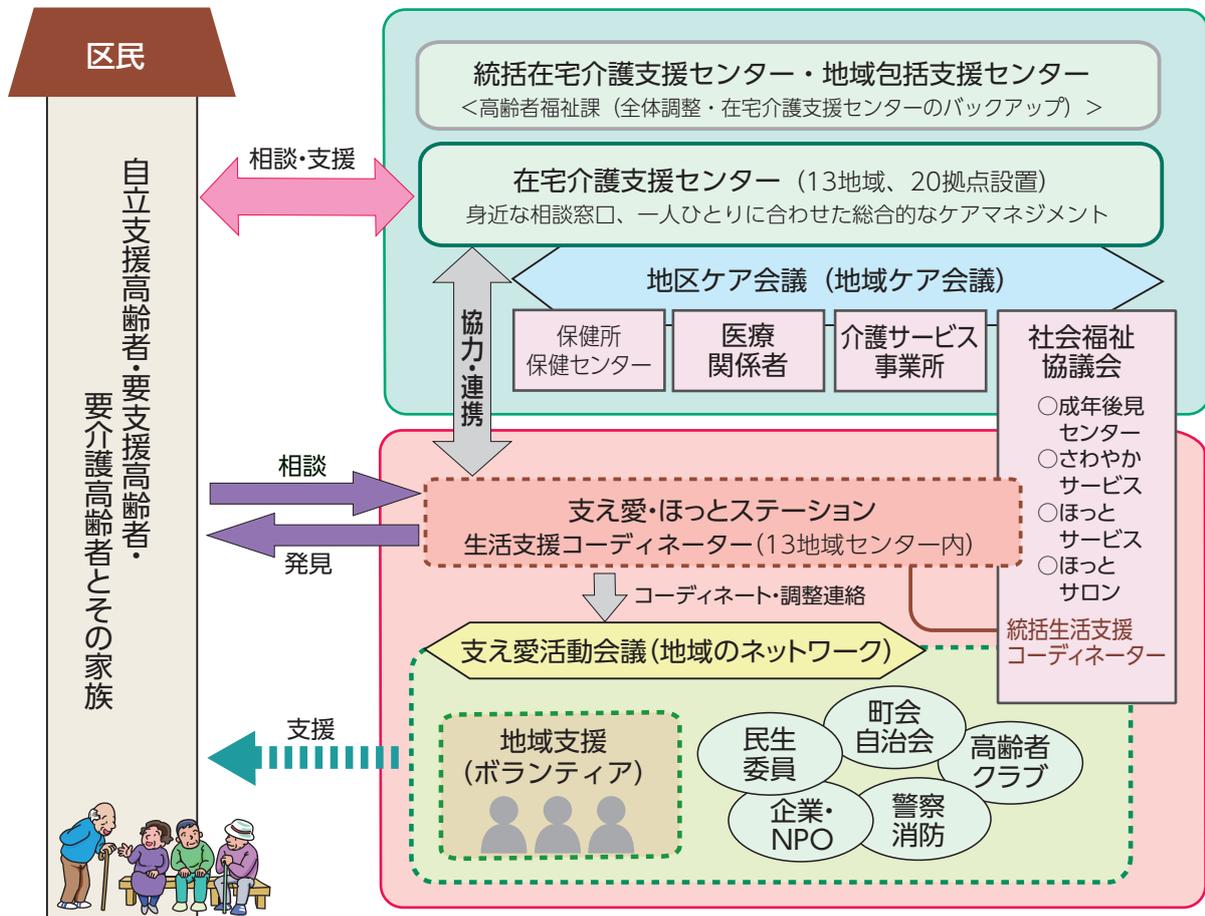
品川区においては、住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるように、介護保険制度創設前から在宅介護支援センターを核とした、自立支援高齢者・要介護高齢者とその家族に対する相談やケアマネジメントの体制を整備していました。今後も、品川区はケアマネジメントの質の向上に取り組み、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止のために、医療、介護、介護予防、福祉、生活支援等のサービスを日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供していきます。

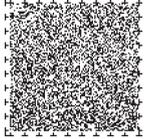
さらに、2011（平成23）年から「支え愛・ほっと

ステーション」を順次開設し、2017（平成29）年には全13地区の地域センターへと展開し、区の委託を受けた社会福祉協議会が生活支援コーディネーターを配置しています。

この体制整備により、今後は、在宅介護支援センターと支え愛・ほっとステーションを切れ目のない総合的な相談体制の両輪として、地域包括ケアシステムの強化を図ります。多様化する区民のニーズに対応した、きめ細かな相談・ケアマネジメント・コーディネートを行い、必要な場合には適切に地域の支援やサービスへとつなぎます。

【在宅介護支援システムと支え愛・ほっとステーション】





Ⅲ. 第七期に推進する7つのプロジェクト

プロジェクト 1. 地域との協働によるネットワークと環境の整備

地域におけるワンストップの相談窓口を区全域に整備するとともに、地域との協働による支え合いのネットワークを強化して、高齢者が安心、安全に生き生きと生活できる環境を創ります。

(1) 社会参加活動の推進

高齢者の豊かな知識や経験を活かした社会参加活動として、「高齢期の働き方」に配慮した就業支援や地域活動、ボランティア活動メニューの充実を図ります。

■就業機会の充実

■趣味や生涯学習を通じてのボランティア活動の推進

(2) 地域に根ざした支え合い活動の拡充

これまで介護等に関する相談窓口として20カ所の在宅介護支援センターを整備していますが、2017(平成29)年6月までに身近な福祉相談の窓口として、全地域センターに支え愛・ほっとステーションを設置し、生活支援コーディネーターを配置しました。

第七期においては、地域の支え合いのしくみをさらに充実させ、町会・自治会やNPOなど、関連機関との連携・強化を図り、区民同士の支え合い活動を推進していきます。

また、災害時には在宅介護支援センターや介護保険サービス事業者等と協働して、在宅高齢者等の安否確認を行うしくみを構築します。

■支え合いのしくみの充実と支え合い活動の推進

■生活支援体制整備事業の推進

■高齢者クラブ、ほっとサロンの利用促進

■災害時の支援の充実

(3) 見守りのしくみの充実

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居高齢者等が増加しているため、多様な高齢者の生活状況等に合わせた見守りネットワークを構築しています。また、虐待等の早期発見・早期対応を行うため、しながわ見守りホットラインにより24時間情報提供等を受け付け、適切な対応を図ります。

このしくみにより、相談や助言、話し相手、見守り、関係機関への連絡など人を介した見守りを行うほか、必要な人には、センサーや情報通信機器等を活用した24時間体制の緊急通報システム等の利用も推進しています。

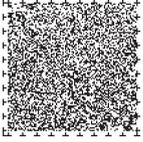
■ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りの充実

■孤立死ゼロの7つの取り組み

■虐待防止の取り組みの充実



見守りネットワークの訓練



Ⅲ. 第七期に推進する7つのプロジェクト

プロジェクト 2. 健康づくりと介護予防サービスの充実

心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより健康寿命の延伸を目指します。また、介護予防サービスの利用促進により、住み慣れた自宅で自立して暮らせる期間の延伸を支援します。

(1) 健康づくり活動への支援

高齢者の8割以上は元気で活動的な生活を送っています。健康づくりを支援する事業の充実を図り、健康寿命の延伸を目指して、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。

■健康づくりを支援する事業の充実

■健康づくり推進委員事業の推進

(2) 介護予防マネジメントの強化と生活支援の充実

自立支援高齢者については、住み慣れた家であるべく長く暮らし続けられるよう、介護予防、見守り、日常生活支援などの支援やサービスを活用した介護予防マネジメントを強化します。

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、老老介護など、生活支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、生活支援体制整備事業を推進します。

■介護予防マネジメントの強化

■利用者の主体性に基づく介護予防の推進

(3) 自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進

多様化する予防ニーズに対応するため、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のサービスを提供するしくみを強化するとともに、転倒予防、認知症予防、栄養改善等が必要な人を対象に、本人の状態に合ったサービスを提供し、自立支援・介護予防を推進します。終了後は、自主的な活動を促すとともに、地域貢献ポイントを活用した各予防事業のボランティアとしての活動の場を提供します。

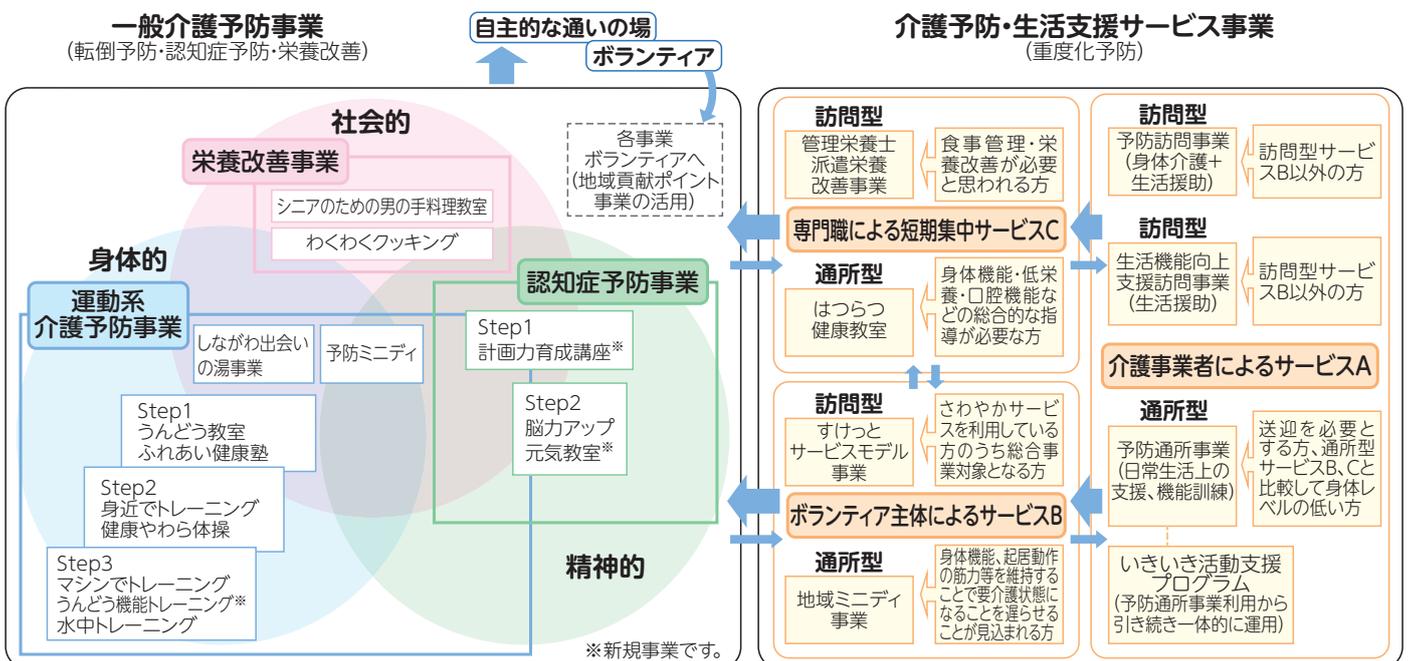
■一般介護予防事業の内容の充実

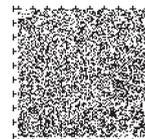
■訪問型・通所型サービスの充実

■一般介護予防事業終了後の自主的な活動の促進

■シルバーセンター・ゆうゆうプラザの介護予防拠点整備

【介護予防・日常生活支援総合事業のサービス】





プロジェクト 3. 介護保険サービスの充実

認知症や障害、病気等により、要介護度が中重度になっても、本人、家族の意思を尊重しながら、可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、本人と家族の双方を支援します。

(1) ニーズに合わせた適切な ケアマネジメントの実施

在宅の認知症高齢者、中重度者の増加、障害者の高齢化等に伴い、介護期間の長期化や介護者の負担増が懸念されています。本人および家族の意思を尊重しつつ、両者の生活のリズムの違いや生活の質に配慮したケアマネジメントを行い、できる限り在宅生活を継続できるようにします。

- 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進
- 地域密着型サービスの利用の促進
- 市町村特別給付の継続

(2) 成年後見制度の利用促進

2016（平成28）年の成年後見制度の利用の促進に関する法律により、2017（平成29）年から5年以内を目途に具体的な利用の促進措置が講じられる見込みです。品川区は、認知症や障害等により判断能力の衰えた人には、本人の意思尊重、利益保護のために、積極的に成年後見制度の利用を推進しています。これまでの実績やノウハウを活かしながら、さらに、任意後見制度を含めた利用の促進、市民後見人の育成・活動支援の充実に努めます。

- 成年後見制度の利用推進
- 市民後見人の育成・活動支援

(3) 介護保険サービスの充実

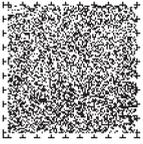
地域密着型サービスについて、今後も需要と看護小規模多機能型居宅介護の効果等を検証しながら、引き続き整備を進めていきます。また、在宅サービスにおいては適切なマネジメントの強化により、本人・介護者の要望やニーズの多様化にあわせ、内容や提供のしくみの見直しを図り、効果的・効率的なサービス提供体制を確保します。さらに給付の適正化への取り組みを強化しつつ、制度の安定的・公正な運営とサービスの質の向上を図ります。

- 地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護等）の基盤整備
- 介護保険サービスの見直し等による効果的・効率的なサービス提供体制の整備
- 介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上の推進

(4) 介護者支援の充実

在宅での介護者の負担増を背景に、虐待や介護離職などが社会問題となっています。75歳以上の高齢者の子どもの数は減少しており、子どもとの同居割合も減っています。老老介護、介護と仕事の両立や、一人で複数人を介護したり、子育てのダブルケアの事例など困難な事例が増えているため、介護者の状況にも十分留意した総合的なケアマネジメントを推進します。

- 介護者交流の推進
- 介護者向けの講座や研修事業の充実
- 介護と仕事の両立支援、介護離職ゼロの推進



Ⅲ. 第七期に推進する7つのプロジェクト

プロジェクト 4. 認知症高齢者を支える施策の推進

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症に対する正しい理解を普及啓発していくとともに、本人と家族が安全に安心して地域で生活できるよう地域ぐるみで支援します。

(1) 認知症の理解の推進

2015(平成27)年度にスタートした認知症対策プロジェクトの一環として、区民意識調査を実施したところ、「品川区においては認知症に対する偏見がある」と思っている区民が多いことが明らかとなりました。

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気であり、高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれています。区民の認知症に対する正しい理解を促進し、偏見の解消に取り組むとともに、地域ぐるみで認知症のある人を支えていきます。

■『品川“くるみ”認知症ガイド』やアイテムを活用した普及啓発

■認知症サポーターの養成の推進

(2) 認知症予防、早期発見・早期対応の推進

認知症は、食事、運動、人との交流等によって予防することができることから、認知症予防に関する普及啓発を進めていきます。認知症を早期に発見し、相談や診断につなげ、早期に適切な対応を取り、本人や家族が安心して地域で生活できるように、医療・介護・福祉の関係機関の連携を強化します。

■認知症初期集中支援事業の実施

■認知症地域支援推進員・認知症支援コーディネーターの配置

■福祉カレッジにおける「認知症ケア専門コース」の充実

(3) 認知症高齢者と家族の社会参加、仲間づくりの支援

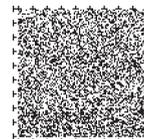
認知症高齢者と介護家族の社会参加や交流は、本人や家族の心身の負担軽減に有効です。第七期においては、身近な場所で気軽に利用できるように、区内全域に認知症カフェを整備する他、認知症に特化した介護者支援施策の充実を図ります。

■認知症カフェの基盤整備

■認知症高齢者の介護家族向けの介護者教室、応援講座、研修事業の充実



認知症カフェ



プロジェクト 5. 医療と介護の連携の推進

高齢になると医療と介護の両方を必要とする人が増加するため、本人、家族の意思を尊重しながら、医療職、介護職などの多職種が連携して療養環境を整え、適切なケアを提供します。

(1) 連携体制の強化

在宅介護支援センターを中心に地域ケア会議による個別事例への支援検討等を通じて、地域の共通課題の発見、改善策の検討を行うなど、地域ごとの医療・介護の連携強化を推進します。また、今後の在宅における医療ニーズの上昇を見据え、医療と介護の連携のための相談窓口を設置し、支援に関わる関係者間の連携の強化を推進します。

■地域ケア会議体制の充実

■医療と介護の連携相談窓口の設置

(2) 多職種連携の顔の見える関係づくり

在宅支援において、特に医療と介護の連携強化は、重要な課題となっています。これまで、医療と介護の連携強化のため、医師会等医療関係機関とともに、顔の見える関係づくりに取り組んできました。また、2015（平成27）年度にスタートした認知症対策プロジェクトの推進を通じての、多職種間での顔の見える関係づくりにより、日常業務における効果が見られています。

引き続き、品川区地域医療連携会議や地域ケア

会議の場を活用し、さらに連携にかかる課題整理とその具体的な改善策の協議を進め、連携・協力関係の充実に努めていきます。

■認知症対策プロジェクトを通じた医療・介護連携の推進

■医療と介護の情報共有体制の構築

(3) ICT活用による情報共有基盤等の整備

2017（平成29）年度に、行政・保険者の業務システムの再構築を行い、これに併せ、医療と介護の情報共有基盤を整備しました。これにより支援に関わる多職種連携の強化を図ります。また、介護・医療保険請求などの様々なデータを活用分析し、介護保険制度運営、ケアマネジメント、サービス提供等の充実に生かしていきます。

■品川区高齢者総合支援システムの運用

(4) 在宅での看取りへの対応

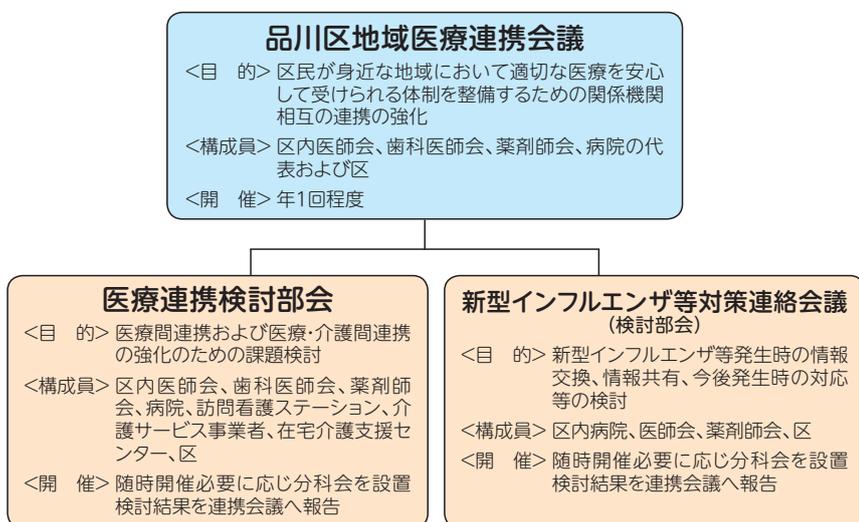
現在は病院での看取りが8割以上ですが、認知症高齢者、中重度者の増加に伴い、今後は人生の最終段階を施設や在宅で過ごす人の増加が予想されます。医療・介護が連携して、人生の最終段階における本人・家族の意思決定を支援するケアマネジメントを行うとともに、在宅や施設での療養を選択した場合のサービス提供体制を強化します。

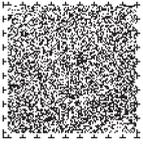
■医療職、介護職の看取りに関する研修の実施

■看取りを行う介護者支援の充実

■頼れる家族のいないひとり暮らし高齢者の看取りの支援

【医療と介護の連携のための体制】





Ⅲ. 第七期に推進する7つのプロジェクト

プロジェクト 6. 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

住み慣れた家での生活の継続が難しくなったときのセーフティネットとして、多様な入所・入居系施設の整備検討を進めるとともに、施設の自主的なサービスの質の向上を支援します。

(1) 地域密着型サービスの整備

第六期は地域での生活を支える小規模多機能型居宅介護1カ所と認知症高齢者グループホーム2カ所の整備を進めてきました。

医療・介護の両方を必要とする高齢者の増加に対応するため、今後は看護小規模多機能型居宅介護の効果等を見極めながら、地域密着型サービスの整備を進めていきます。

■ 需要を考慮した地域密着型サービスの整備



区立東五反田地域密着型多機能ホーム(H29.5～)

(2) 介護保険施設の整備

第六期はセーフティネットとしての特別養護老人ホームを2カ所整備しました。

第七期では在宅生活継続のための専門的リハビリテーション機能に特化した老人保健施設の開設を予定しています。また、特別養護老人ホーム1カ所の開設を計画しています。

■ 需要を考慮した介護保険施設の整備

(3) サービス付き高齢者向け住宅、

有料老人ホーム(特定施設)の整備

ひとり暮らし高齢者が増加していることから、介護が必要になっても住み続けられる「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を支援します。有料老人

ホーム(特定施設)は、引き続き質と量の観点から適切な誘導を図ります。

■ 質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備

(4) 施設サービス向上の取り組み

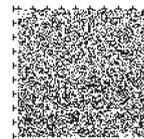
前述のとおり、セーフティネットとして計画的に区内の施設整備を進めた結果、入所・入居者数は年々増加しています。入所・入居施設は一度入ると転居が難しいため、施設による自主的なサービス向上の取り組みにより、質の高いケアが提供されることを重視してきました。2003(平成15)年度から介護施設の自主的な取り組みである「施設サービス向上研究会」を継続的に支援しています。

2013(平成25)年度に開始した要介護度改善ケア奨励事業は、特別養護老人ホーム・老人保健施設に加え、有料老人ホーム等の参加もあり、国の介護報酬改定の参考事例となるなど、区内外で注目を集めています。引き続き、サービスの向上に取り組んでいきます。

■ 施設のサービス向上の継続的な取り組み支援



区立上大崎特別擁護老人ホーム(H29.6～)



プロジェクト 7. 福祉人材の確保、育成

地域包括ケアを一層推進するとともに、介護サービス等を安定的に供給するため、多様な福祉人材の確保、育成の方策を検討、実施するとともに、住民の地域福祉への参画を推進します。

(1) 専門人材の確保・育成

全般的な労働力不足の中、特に看護介護人材は新規採用が困難になっています。多様な人材の確保について、外国人雇用の可能性など国の動向を含め検討し、中長期的な看護介護の専門人材の確保、育成を進めていきます。

特に、現任者の就業継続を重視しており、看護介護の専門的な知識やノウハウの提供に加え、対人援助技術に関する研修実施やICTの活用等による、負担の軽減と生産性の向上を支援していきます。また、介護職の介護等を理由とする離職を防止するための支援等を検討していきます。

■多様な看護介護の専門人材の確保、育成

■介護職の介護等による離職防止

(2) 地域福祉の担い手の確保・育成

家族や地域との関係が希薄化する中、少子高齢化が進んでおり、虐待、孤立化、孤立死など地域においては様々な課題があります。そうした課題解決のためには、地域住民が主体的・積極的に地域活動に参画することが求められています。品川区にはこれまでに培われたたくさんの地域活動があり、支え合い活動を核としながら、区民の地域活動への参画を推進していきます。

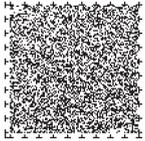
■地域福祉の担い手の育成と支援

■支え合い活動の普及啓発と参加の促進

■介護職場を理解してもらうための実習制度の試行



支え愛ワークショップ (品川第一)



Ⅲ. 第七期に推進する7つのプロジェクト

■各地区における在宅介護支援センターおよびサービス提供施設等の配置

日常生活圏域を
集約する基本圏域



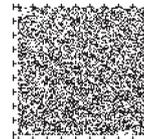
日常生活圏域

支え愛・ほっとステーション (日常生活圏域と同じ13地区の地域センターに設置)

	品川地区		大崎地区		大井・八潮地区	
在宅介護支援センター [20カ所]	台場	東品川 東品川第2	上大崎 西五反田	大崎	南大井 南大井第2	八潮
認知症対応型 通所介護 [12カ所、160名]		東品川ISC 24	西五反田SC 12	大崎SC 12	月見橋の家 24	ミモザ品川八潮 12
認知症高齢者 グループホーム [14カ所、240名]			carna五反田 27 GH東五反田 18		GH東大井 9 ミモザ品川八潮 9	GH八潮南 18
小規模多機能型居宅介護 [9カ所、231名] ※人数は登録定員数	おもてなし 29		carna五反田 25 東五反田 倶楽部 25		東大井倶楽部 25 大井林町倶楽部 25	けめともの家 品川八潮 29
看護小規模多機能型居宅介護 [2カ所、58名] ※人数は登録定員数						
高齢者住宅 [10カ所、219戸]		東品川わかさ荘 パレスガル 103				八潮わかさ荘 40
サービス付き 高齢向け住宅 [5カ所、179戸]			carna五反田 21		大井林町 高齢者住宅 90	
軽費老人ホーム ケアハウス [3カ所、129戸]		東海ホーム 50	さくらハイツ 西五反田 43		さくらハイツ 南大井 36	
特定施設 [14カ所、801名] (※は地域密着型)	サニーライフ 北品川 66 H30.11予定	ボンセジュール 東品川 49 ニチイホーム 南品川 66	グッドタイム 不動産 67 ケアホーム 西五反田 81	※ファミリア ガーデン品川 29 ニチイホーム 不動産 91	ニチイホーム 大森 30 ※ケアホーム 東大井 29	
特別養護 老人ホーム [12カ所、965名] (※は地域密着型)	(南品川4丁目) 81 H31.4予定	晴楓 80	上大崎 102			かえで荘 80 八潮南 81
介護老人 保健施設 [2カ所、200名]	ソピア御殿山 100 H30.6予定				ケアセンター 南大井 100	

高齢者の安心の住まい(品川区独自のしくみ)

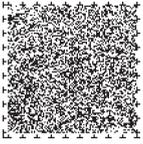
※「ケアホーム西五反田」「ケアホーム東大井」は特定施設の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス)です。
※「さくらハイツ西五反田」と「ケアホーム西五反田」は一体の施設として軽費老人ホームと特定施設の届出をしています。



(注) 施設名の下に数字は各施設の定員数。また、サービス・施設名の下に [○カ所、○名] は開設予定分を含む。(平成30年3月末現在)

大井西地区		荇原西地区		荇原東地区		
大井第2	大井第3	荇原第1	荇原第2	荇原第3	荇原第4	荇原第5
大井 大井第2	西大井	荇原 小山台	小山	成幸	中延 大原	戸越台 杜松
大井SC 12		荇原SC 10	小山の家 10	成幸SC 10	中延SC 12 くおりあ湯～亀 12	戸越台SC 10
GH温々 6	ロイヤル西大井 18 GH大井 9	あんしんケア ホーム小山 27	GH小山 9 きらら品川荇原 27		ロイヤル中延 27	GHソラスト ふたば 18 GH杜松 18
			小山倶楽部 20		ぶらりす湯～亀 24 ぶらりす 湯～亀SUN 29 H30.4予定	
	けめともの家 カンタキ西大井 29					杜松倶楽部 29
大井倉田 わかくさ荘 8	グレース マンション 12				メゾン琴秋 バンブーガーデン オーク中延 35	カガミハイツ アツミマンション 21
	そんぼの家S 西大井 48		ケアホスピタル 西小山 5		コムニカ 15	
	ケアホーム 西大井 48 まどか西大井 60 アライブ 品川大井 58		ウエリナ 旗の台 67			グランダ 大井町 60
	ロイヤルサニー 60	荇原 120		成幸 80 平塚橋 100	中延 80	戸越台 72 ※杜松 29

※「ケアホーム西大井」「ウエリナ旗の台」は特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅です。



IV. 主要な介護サービス供給量の見込みと保険料

1. 第1号被保険者数と認定者数の推移と見込み

これまでの実績を踏まえ、第七期および2025（平成37）年度については下表のとおり推計しています。なお、2018（平成30）年度には75歳以上の

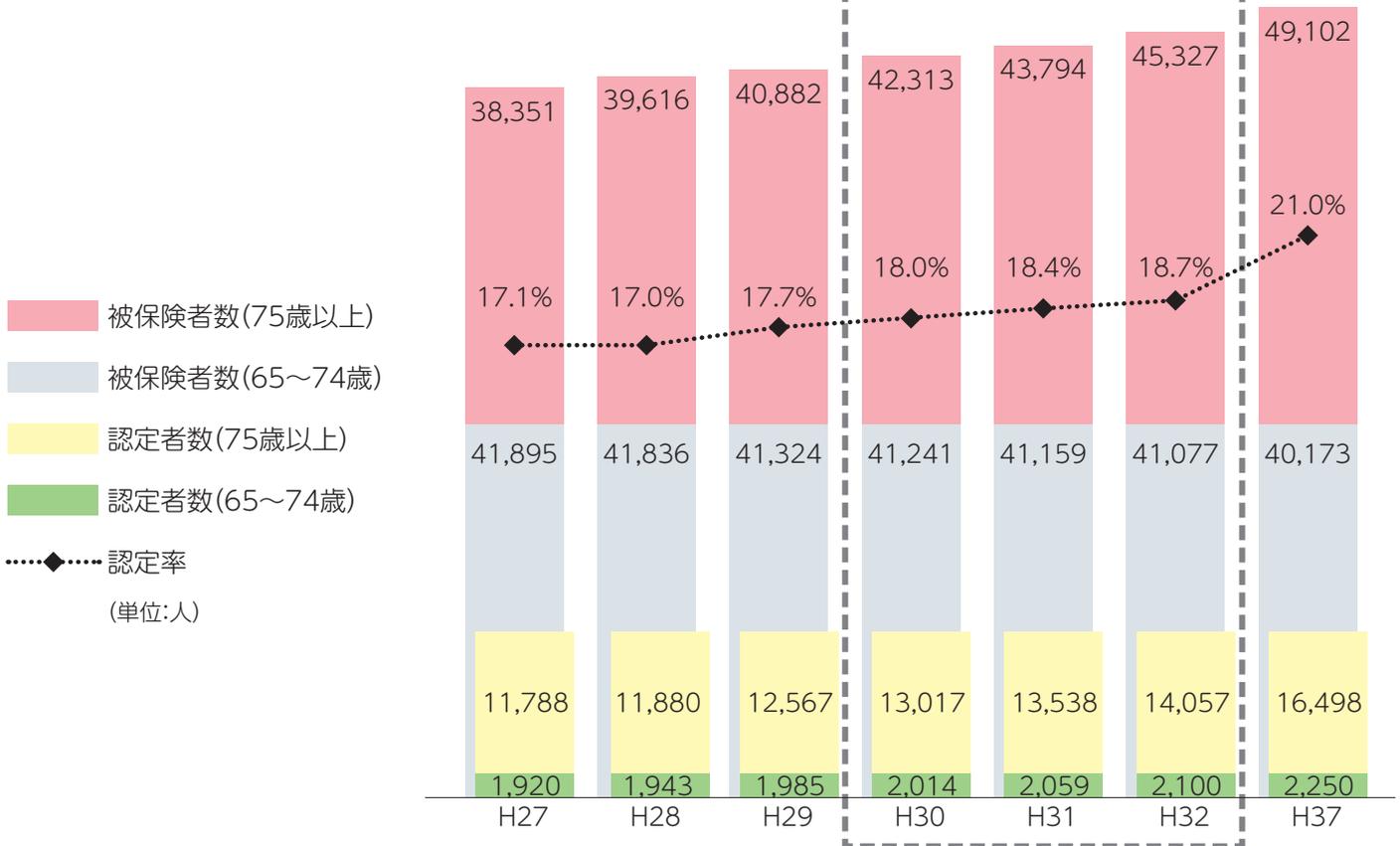
高齢者数が65～74歳の高齢者数を上回ると予想され、それに合わせて認定率についても上昇が見込まれます。

■第1号被保険者数と認定者数の推移と見込み

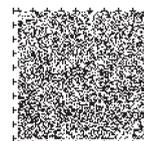
（単位：人）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
第1号被保険者	80,246	81,452	82,206	83,554	84,953	86,403	89,275
65～74歳	41,895	41,836	41,324	41,241	41,159	41,077	40,173
75歳以上	38,351	39,616	40,882	42,313	43,794	45,327	49,102
第1号認定者 （認定率）	13,708 (17.1%)	13,823 (17.0%)	14,552 (17.7%)	15,031 (18.0%)	15,597 (18.4%)	16,157 (18.7%)	18,748 (21.0%)
65～74歳	1,920	1,943	1,985	2,014	2,059	2,100	2,250
75歳以上	11,788	11,880	12,567	13,017	13,538	14,057	16,498

※各年度10月1日現在



※本計画策定時点において平成に代わる新元号が未定であるため、本書では2020年以降についても元号表記を平成のまま用いています。



2. 介護サービス量の推移と今後の見込み

各サービスの見込み量は、サービス利用実績の推移、各種調査による今後の利用希望や供給者の動向などを見込み、需要量および供給量を総合的に推計しています。

なお、各サービスの具体的なサービス量の見込みは下表のとおりです。

■主要な居宅サービスの月平均利用者の推移と見込み

(単位:人)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護給付							
居宅介護支援	4,912	5,126	5,244	5,483	5,610	5,761	6,204
訪問介護	2,428	2,510	2,595	2,647	2,700	2,754	2,922
訪問看護	1,407	1,530	1,563	1,567	1,640	1,703	1,865
居宅療養管理指導	2,650	2,865	3,021	3,190	3,286	3,385	3,699
通所介護・リハビリ	3,021	2,538	2,659	2,672	2,856	2,949	3,416
短期入所	447	486	514	537	564	576	629
特定施設入居者生活介護	1,279	1,323	1,370	1,389	1,410	1,431	1,496
福祉用具貸与・販売	3,289	3,480	3,648	3,774	3,868	3,975	4,270
予防給付							
介護予防支援	1,456	1,488	1,611	1,651	1,695	1,735	1,868
介護予防訪問看護	284	341	426	473	505	534	679
介護予防居宅療養管理指導	281	297	368	408	446	485	620
介護予防通所リハビリ	58	59	71	70	73	77	87
介護予防短期入所	23	21	32	35	42	45	59
介護予防特定施設入居者生活介護	187	176	211	208	212	216	230
介護予防福祉用具貸与・販売	1,057	1,224	1,375	1,453	1,489	1,524	1,644

■主要な地域密着型サービスの月平均利用者の推移と見込み

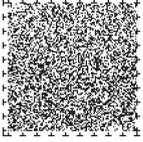
(単位:人)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護給付							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23	29	29	29	30	30	45
夜間対応型訪問介護	86	83	77	83	84	84	100
認知症対応型通所介護	293	282	292	313	319	326	359
小規模多機能型居宅介護	145	142	157	173	178	182	199
看護小規模多機能型居宅介護	6	22	26	51	53	55	80
認知症高齢者グループホーム	221	226	230	233	236	238	260
地域密着型特定施設	47	47	47	49	52	55	81
地域密着型特養ホーム	27	29	29	29	29	29	34
地域密着型通所介護	—	843	860	898	937	973	1,176

■施設サービスの月平均利用者の推移と見込み

(単位:人)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
特別養護老人ホーム	938	999	1,085	1,137	1,180	1,202	1,334
介護老人保健施設	617	581	562	642	670	675	684
介護療養型医療施設	192	174	157	160	158	156	—



IV. 主要な介護サービス供給量の見込みと保険料

3. 介護にかかる費用（介護保険給付費）の推移と見込み

認定者数やサービス量等の見込みをもとに、2018（平成30）年度以降の保険給付費は下表のとおり推計します。また2025（平成37）年度の費用

の合計は、2017（平成29）年度の約1.20倍まで増加すると見込んでいます。

（単位：百万円）

介護保険給付費	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
保険給付費 総額 (対前年比)	20,258 (105%)	20,764 (102%)	21,819 (105%)	22,400 (103%)	23,327 (104%)	23,870 (102%)	26,099 -
1. 在宅サービス 計	11,880	11,749	12,368	12,465	12,805	13,143	14,690
予防給付費	628	565	689	703	723	741	1,105
介護給付費	11,252	11,184	11,679	11,762	12,082	12,402	13,585
2. 市町村特別給付 計	13	13	13	13	13	14	18
3. 地域密着型サービス 計	1,665	2,234	2,437	2,591	2,648	2,704	2,841
予防給付費	6	5	5	5	5	5	5
介護給付費	1,659	2,229	2,432	2,586	2,643	2,699	2,836
4. 施設サービス	5,683	5,606	5,844	6,095	6,574	6,667	7,006
5. その他	1,017	1,162	1,157	1,236	1,287	1,342	1,544
高額介護サービス費等	515	663	679	748	785	825	944
特定入所者サービス費	502	499	478	488	502	517	600
地域支援事業	1,320	1,440	1,560	1,615	1,696	1,780	1,965
合計（保険給付費+地域支援事業）	21,578	22,204	23,379	24,015	25,023	25,650	28,064

※端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

4. 第1号被保険者の保険料基準と介護給付費準備基金の活用

保険給付費は、区、国、東京都の負担する公費と保険料により賄われます。第七期の保険料の負担割合は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料が第六期までの22%から23%に、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料が28%から27%に変更となり

ます。

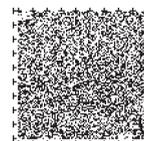
また、地域支援事業の財源は公費と保険料が充てられます。市町村特別給付は、かかる費用の全額を第1号被保険者保険料で賄います。

■居宅サービスにかかる費用負担の割合

公費	国負担 25%（うち調整交付金5%）	東京都負担 12.5%	品川区負担 12.5%
保険料	第1号被保険者の保険料 23%	第2号被保険者の保険料 27%	

※介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国20%、都17.5%の割合となります。

※地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料は充てられず、国38%、都19.5%、区19.5%、第1号被保険者の保険料23%となります。



5. 第1号被保険者の保険料基準額と品川区独自の保険料軽減措置

保険料基準額： **月額5,600円**

適切なマネジメント・介護給付適正化に取り組んでいますが、今後も給付の増加が見込まれています。2018～2020（平成30～32）年度の3年間に見込まれる介護保険給付費の推計から、第七期における保険料基準額は月額5,870円と推計されます。これに区の介護給付費等準備基金を充当し、実際にご負担をいただく保険料基準額は、月額5,600円

となります。

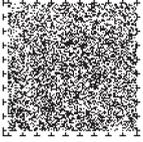
保険料段階については、能力に応じた負担となるよう、第六期と同様に14段階とし、各段階の料率も見直して負担の公平化を図ります。また、低所得者層の負担軽減を図るため、要件を満たした方の保険料について、区独自で軽減する措置を設けています。

■第七期介護保険料について(第六期との比較)

第六期 (H27～H29)			
段階	対象者	保険料率	月額
1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.40	2,120円
2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円以下の人	0.40	2,120円
3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円を超え120万円以下の人	0.55	2,915円
4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が120万円を超える人	0.70	3,710円
5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+公的年金等の収入金額が80万円以下の人	0.85	4,505円
6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+公的年金等の収入金額が80万円を超える人	1.00 (基準額)	5,300円
7	区民税課税かつ合計所得金額120万円未満の人	1.05	5,565円
8	区民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満の人	1.20	6,360円
9	区民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満の人	1.40	7,420円
10	区民税課税かつ合計所得金額290万円以上500万円未満の人	1.65	8,745円
11	区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満の人	1.95	10,335円
12	区民税課税かつ合計所得金額800万円以上1,200万円未満の人	2.15	11,395円
13	区民税課税かつ合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満の人	2.35	12,455円
14	区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上の人	2.80	14,840円

第七期 (H30～H32)			
段階	対象者	保険料率	月額
1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.40	2,240円
2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円以下の人	0.40	2,240円
3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円を超え120万円以下の人	0.55	3,080円
4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が120万円を超える人	0.70	3,920円
5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+公的年金等の収入金額が80万円以下の人	0.85	4,760円
6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+公的年金等の収入金額が80万円を超える人	1.00 (基準額)	5,600円
7	区民税課税かつ合計所得金額120万円未満の人	1.05	5,880円
8	区民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満の人	1.20	6,720円
9	区民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満の人	1.40	7,840円
10	区民税課税かつ合計所得金額300万円以上500万円未満の人	1.65	9,240円
11	区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満の人	1.95	10,920円
12	区民税課税かつ合計所得金額800万円以上1,200万円未満の人	2.15	12,040円
13	区民税課税かつ合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満の人	2.35	13,160円
14	区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上の人	2.80	15,680円

※第七期の保険料率と年額は2018（平成30）年4月時点（公費による軽減を反映済み）のものであり、国の保険料軽減策等により今後変更となる可能性があります。



第七期品川区介護保険事業計画のあらまし (いきいき計画21)

発行日：2018(平成30)年4月

発行：品川区福祉部高齢者福祉課

〒140-8715 品川区広町2-1-36

TEL 03-5742-6728(直通)

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>